

改正社会福祉法への対応ポイント

先般、厚生労働省から「社会福祉法人制度改革に向けた留意事項について」をはじめ経営組織の見直しについての事務連絡が発せられ、併せてFAQ等も送付されました。

今後も法律の本格施行に向けて、各種通知等が続くことが見込まれます。そこで皆様方のご理解の一助になるべく、現在迄の諸通知等のポイント及びそれらの関連を整理してみました。

皆様の御参考になればと考えましたが、取り急ぎ作成しましたので、編集の理解不足によるミスリードもあろうかと存じますが、この点はどうぞ御容赦下さい。

又、その後開催されました説明会等において収集した情報も加えています（文中、⇒印で表示しています。）

尚、下記の表の引用通知等は、次のとおり、省略して記載しています。

「留意事項」：28.6.20 事務連絡「社会福祉制度改革の施行に向けた留意事項について」

「FAQ」：上記事務連絡に関するFAQについて

「評議員の選任・解任方法について」：28.6.20 事務連絡「社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について」

「評議員数の経過措置」：28.6.20 事務連絡「社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について」

「理事等の解任について」：28.6.20 事務連絡「社会福祉法人改革における理事等の解任について」

「定款例（案）」：28.6.20 事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）」について

	留意事項	FAQ	その他
評議員	<p>[選任・解任の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の定める方法による選任・解任委員会による方法が考えられる <p>*最初の評議員は29.4.1迄に、選任方法を記載した定款変更をし、この規定に基づき評議員を選任しておく必要がある。任期は29.4.1～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の理事、監事、職員は評議員を兼ねられない。 	<p>◎評議員選任・解任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時設置が適当 ・理事、評議員の任期を参考に委員任期を設けることが適当 ・招集は理事会において決定し理事が行う ・議事録を作成することが適当である。その際、出席委員又は委員長を置く場合には、委員長の署名又は押印がされていることが適当である ・選任、解任委員は理事会において選任することが考えられる ・選任、解任委員会の委員の数は、法人の規模により各法人において判断することとなるが合議体の機関であることから3名以上が適当。 ⇒3名以上5名程度が適当ではないか(法上は特段の定め 	<p>◎評議員選任、解任委員は監事、事務局長、外部委員により構成する。運営の細則は理事会で定める。「定款例(案)」「評議員の選任・解任方法について」</p> <p>◎評議員選任解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、一定数以上の外部委員が出席し、かつ、外部委員の一定数以上が賛成することを要する。「定款例(案)」「評議員の選任・解任方法について」</p> <p>◎「選任・解任委員会」以外の中立性を確保された方法でも評議員の選任は可能「定款例(案)」 ⇒実際には、公益法人もこの</p>

	<p>[定数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の員数（法上は基本的に6名）を超える数 ・一定の事業規模を超えない法人については，平成29年4月1日から3年間4人以上となっている。 	<p>はない)小規模法人等の場合には最低3人で可とのこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議委員を選任，解任するための議題も理事が行うことが考えられる ・理事は選定，解任委員にはなれない。評議員については適当ではない <p>・退職後少なくとも1年程度経過した当該法人の職員であった者は評議員とすることができる。</p> <p>⇒社会福祉施設経営について理解している地域住民も可能であるとのこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律面や経営のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士，顧問税理士等 	<p>ような委員会方式を採っており，具体的には，この「選任・解任委員会」によって選任・解任するのが適当とのこと</p> <p>⇒“識見を有する者”については，各法人において，「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として，適正な手続きにあり選任されている限り，特設の制限はないとのこと</p> <p>◎「一定の事業規模」</p> <p>平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人となる予定</p> <p>「評議員数の経過措置」</p>
--	--	--	--

<p>[任期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会の終結の時まで（定款で6年まで延長可能） ・29.4.1時点における現職の評議員の任期は29.3.31において満了 ・定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時とすることは可能 ・評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 	<p>は評議員に選任できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現職の理事が法の施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日迄に理事を辞職する必要がある。 <p>この場合、定款で定めた理事の員数が欠ける場合は、施行日迄に代替りの理事が就任しなければならない。当該代替りの理事の任期は、施行日以後最初に収集される定時評議員会の終結の時（定時評議員会を毎年6月末に行っている法人では、その任期は29年6月末）迄となる。</p> <p>代替りの理事については、施行日以後最初に収集される定時評議委員会において、新制度の理事として再任される者をあらかじめ選任しておくことが望ましい。</p>	
--	---	--

評 議 員 会	<p>[運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数変更や合併，解散など法人運営の基本ルールや，決算の承認など事後的な法人運営の確認等についての最終決定を行う。 ・必置の議決機関である <p>[評議員会の招集権限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として理事 ・評議員からも招集の請求ができる。 <p>[招集事項の決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の決議により <ol style="list-style-type: none"> ① 日時，場所 ② 議題 ③ 議案 <p style="padding-left: 2em;">を決定する</p> <p>[招集通知]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議委員会の日の一週間前までに，各評議員に書面で発 		<p>◎ 定時評議委員会は年に一回、毎会計年度の終了後一定の時期に収集しなければならないので、開催期を定めておくことが望ましい。毎年度4～6月までの範囲内となる。他方、臨時評議員会は必要がある場合には、いつでも収集することができる。</p> <p>「定款例（案）」</p>
------------------	--	--	--

	<p>出ることが必要。評議員全員の同意があれば招集の手続きを省略して開催することができる。</p> <p>[決議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。 ・書面又は電磁的方法による評議権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。 ・評議員の全員が書面等により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったとみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該同意文書等の10年間の保存を要する。 ・議事録への記名押印は特に必要ないが、原本を明らかにする等の観点から議事録作成者の記名押印が望ましい。 	<p>◎ 特別多数議決</p> <p>次の決議については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監事の解任 ② 定款の変更 ③ その他法令で定められた事項 <p>「定款例（案）」</p>
理事	<p>[理事の選任・解任の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の選任・解任の決議は評議員会で行う。解任については法律の定めるところに限られる。 		<p>◎ 理事の解任は、現に法人運営に重大な損害を及ぼし又は適正な事業運営を阻害するような、重大な義務違反等がある場合に限定される。</p>

<p>[任期]</p> <ul style="list-style-type: none">・選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。・再任は差し支えなく期間的な制限はない。・理事に欠員が生じた場合は，任期の満了又は辞任により退任した理事は，新たに選任された理事が就任する迄は，なお，理事としての権利義務を有する。 <p>[権限等]</p> <ul style="list-style-type: none">・理事長は理事会の決定に基づき法人の内部的，対外的な業務執行権限を有する。・理事長は 3 ヶ月に一回以上（定款で 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上とすることが可）業務の執行状況を理事会		「理事等の解任について」
---	--	--------------

	<p>に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この報告は，現実に開催された理事会において行わなければならない。 <p>[業務執行理事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長以外にも法人の業務を執行する理事を理事会で選定することができる。 		
<p>監事</p>	<p>[選任，解任の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会の決議による ・理事による，監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については，監事の過半数をもって決定する。 ・監事には次に掲げる者が含まなければならない。 <p>① 社会福祉事業について識見を有する者</p> <p>② 財産管理について識見を有する者</p>		

	<p>[任期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで <p>[職務・権限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務監査及び会計監査を行うことを職務とする。 		
理事	<p>[権限]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監査を行う。 ・法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については評議員会に諮る必要はない。 <p>[招集権者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として各理事 <p>[招集通知]</p>		<p>◎ 日常業務として理事会が定めるものについては、理事会が専決し、これを理事会に報告する。 「定款例（案）」</p> <p>◎ 予算・事業計画は、理事会マターである</p>

・理事会の日の原則として一週間前迄に理事，監事の全員に通知を発しなければならない。

・評議員会の通知と異なり書面でも口頭でも，その他の方法でも差し支えない。又，議題を通知することも必須でない。

・理事，監事全員の同意があれば招集手続きを省略できる。

[決議]

・議決に加わることができる理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

・書面、電磁的方法，代理人，持ち回りによる議決権の行使は認められない。

・理事の提案につき、あらかじめ理事の全員が書面等により同意の意志表示をしたときは，理事会の議決が有つ

<p>たものとみなされる（定款にこの旨の定めが必要）</p> <p>[議事録]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録は作成しなければならない。 ・書面で作製されている時は，出席した理事（定款で出席した理事長と定めた場合は当該出席した理事長）及び監事が署名押印しなければならない。 ・電磁的記録で作製されている場合は，厚生労働省令に定める措置による。 <p>[内部管理体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業規模を超える法人は，理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制整備 	<p>⇒「一定の事業規模」：会計監査人の設置に係るものと同程度の基準で今後規定される予定のこと。</p>	<p>※内部管理体制の内容については，厚生労働省令で規定される予定である。</p>
---	--	---

	<p>等についての基本方針を理事会において決定し，これに基づいて規定の策定等を行う。</p> <p>*参考例として「留意事項」の P19～21 において記載されているので参照のこと</p>		<p>※参考例に特に次のような記述があるので注意を要する。</p> <p>1，③業務を施行する理事等で組織する経営戦略に関する合議体「経営会議等」を定期又は臨時に開催する，，，1，④「理事職務権限規程」に基づき，業務を施行する理事の業務を明確化する，，，1，⑦独立性を有する内部監査部門を設置し，，，3，③内外から匿名相談できる通報窓口を常設して，，，4，⑤監事の職務を補助するものとして，独立性を有するスタッフを配置する。</p>
<p>評議</p>	<p>[評議員の報酬] ・定款で定めなければならな</p>	<p>・交通費の実費相当分は報酬には含まれない。</p>	

<p>員 理 事 監 事 及 び 会 計 監 査 人 の 報 酬</p>	<p>い。無報酬の場合は、それを定めなければならない。</p> <p>[理事の報酬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款で定めていない場合は、評議員会の議決によって定めることとなる。 <p>[監事の報酬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款でその額を定めていない場合は、評議員会の決議によって定めることとなる。 ・報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は監事の協議（全員一致の決定によって定めることとなる） ・無報酬の場合は、その旨定めることとなる。 <p>[会計監査人の報酬]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を必要 	<p>なお各称にかかわらず実質的に報酬に該当するものは支給基準の対象とする必要がある。</p>	
--	--	---	--

<p>とする。</p> <p>[理事・監事及び評議員に対する報酬等支給基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省令に定めるところにより，民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与，当該法人の経理状況その他の事情を考慮して，不当に高額なものとならないように支給の基準を定めなければならない。 ・支給の基準は，評議員会の承認を受けるとともに公表しなければならない。 <p>※勤務形態に応じた報酬等の区分，算定方法，支給方法等に関する事項が厚生労働省令に定められる予定である。</p> <p>[報酬等の総額の公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事，監事及び評議員の区 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準の策定は報酬等の支給を義務づけるものではなく，無報酬でも問題ない。その場合は支給基準において無報酬である旨を定めることとなる。 <p>[職員としての給与の公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与を受けている理事が1名の場合であって個人 	
---	---	--

	<p>分毎の報酬の総額（職員としての給与も含む）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載のうえ公表する。</p>	<p>の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を明記したうえで、当該職員給与の支給額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。</p>	
新		[理事の任期]	

理事 ・ 監事 ・ 評議員の任期について 詳細		<p>・理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時迄（定款によって短縮は可能）</p> <p>任期が「定時評議員会の終結の時迄」とされているのは、次の選任の前に任期切れとなり欠員状況が生じるのを除くためである。</p> <p>例えば、4月1日から3月末迄を会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人を例とすると、平30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の任期は、平成32年6月末の定時評議員会となるが、平成30年4月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合は、任期は平成31年6月末の定時評議員会迄の1年3ヶ月余となる</p>	
--	--	---	--

		<p>[監事の任期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事と同様である <p>[評議員の任期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として，選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する評議員会の終了迄。定款で「4 年」を「6 年」に伸長することは可能。 	
理事 監事 評議員の補		<p>[理事・監事の補欠選任]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる。補欠の役員の任期については「2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時委員会終結の時迄」を原則としつつ，定款によって短縮することが可能であり，また前任者の残 	

欠 選 任		<p>任期間とすることが可能である。</p> <p>[評議員の補欠選任]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款で定めるところにより選任しておくことが可能。この場合，上記「2年」を「4年」とすることを原則とする。 	
そ の 他	<p>運営協議会の設置について「定款例（案）」P9</p> <p>：必要ではない。根拠は特になく，運営に係わる幅広い意見を集約するためのものとして想定されているものであるとのこと</p>		

